

各位

会 社 名 クックパッド株式会社

代表者名 代表執行役 岩田 林平

(コード番号:2193 東証第一部)

問合せ先 執行役 犬飼 茂利男

電話番号 03 (6368) 1000

有償ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、2017 年 10 月 15 日開催の当社取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及 び第 240 条の規定に基づき、当社の一部の執行役に対し、下記のとおり新株予約権(以下、 「本新株予約権」といいます。)を発行することを決議いたしましたので、お知らせします。 なお、本件は新株予約権を引き受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、 特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施します。また、本 新株予約権の付与については、当社報酬委員会の決議を得ています。

I. ストック・オプションとして新株予約権を発行する理由

長期的な企業価値の向上を目的として、当社の一部の執行役に対して、有償にて新株予 約権を発行するものです。

なお、本件は、「Ⅱ. 新株予約権の発行要項、3 (6) 新株予約権の行使の条件」に記載のとおり、当社の業績が、あらかじめ定める基準を達成した場合に初めて権利行使が可能となります。この基準を権利行使条件としている理由は、長期的な企業価値の向上を目指すにあたり、最良の方法であると考えるためです。

また、本新株予約権がすべて行使された場合に増加する当社の普通株式の総数は、発行済株式総数の 1.9%に相当します。しかしながら、本新株予約権は、上記のとおり定める基準の達成が行使条件とされており、その基準が達成されることは、当社の企業価値・株主価値の向上に資するものと認識しています。このため、本新株予約権の発行における株式の希薄化への影響は合理的なものであると考えています。

Ⅱ. 新株予約権の発行要項

1. 新株予約権の数

19,895個

なお、本新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、当社 普通株式 1,989,500 株とし、下記 3. (1) により本新株予約権にかかる付与株式数が調整 された場合は、調整後付与株式数に本新株予約権の数を乗じた数とする。

2. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権1個当たりの発行価額は、100円とする。なお、当該金額は、第三者評価機関である株式会社プルータス・コンサルティング(以下、「プルータス」という。)が算出した結果を参考に、当該算出結果と同額に決定したものである。なお、プルータスは、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2017 年 10 月 13 日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値 754 円/株、株価変動性 49.10%、配当利回り 1.33%、無リスク利子率 0.858%及び本新株予約権の発行要項に定められた条件(行使価額 754 円/株、満期までの期間 30 年、業績条件)に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルである二項モデルによって当該金額を算出している。

3. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は、当 社普通株式100株とする。

なお、付与株式数は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により調整されるものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数=調整前付与株式数×分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が合併、会社分割または資本金の額の減少を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、合理的な範囲で、付与株式数は適切に調整されるものとする。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に、付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、本新株予約権発行にかかる取締役会決議日の前取引日である 2017 年 10 月 13 日の東京証券取引所における当社株式の普通取引終値である 754 円とする。

なお、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式 により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。 調整後行使価額=調整前行使価額 ×

分割(または併合)の比率

また、本新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使に基づく新株の発行及び自己株式の処分の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式にかかる発行済株式総数から当社普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式にかかる自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、上記のほか、本新株予約権の割当日後、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うことができるものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間(以下、「行使期間」という。)は、2022年10月31日から2047年10月30日までとする。

- (4) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項
 - ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社 計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とす る。計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - ② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、 上記①記載の資本金等増加限度額から、上記①に定める増加する資本金の額を減じた 額とする。
- (5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。

- (6) 新株予約権の行使の条件
 - ① 本新株予約権の割当日以降、新株予約権者が当社の執行役又は従業員のいずれの地位 も喪失した日の翌日(以下、「起算日」という。)から8年後の応当日までに提出され た各有価証券報告書に記載される営業利益(当該各有価証券報告書に記載される連結 損益計算書(連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書)の営業利益をいう。

以下同じ。)のいずれかが 150 億円を超過している場合に限り、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、以下に定められた割合の個数 (1 個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てる。) を、起算日から 5 年後の応当日から、8 年後の応当日までの間、行使することができる。

- (a) 2018 年 10 月 30 日 (同日を含む。以下本項において同じ。)までに、当社 の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合: 20%
- (b) 2018 年 10 月 31 日から 2019 年 10 月 30 日までの間に、当社の執行役又は 従業員のいずれの地位も喪失した場合: 40%
- (c) 2019 年 10 月 31 日から 2020 年 10 月 30 日までの間に、当社の執行役又は 従業員のいずれの地位も喪失した場合:60%
- (d) 2020 年 10 月 31 日から 2021 年 10 月 30 日までの間に、当社の執行役又は 従業員のいずれの地位も喪失した場合:80%
- (e) 2021 年 10 月 31 日以降、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合:100%

なお、当社の事業年度の変更、国際財務報告基準の変更等により、参照すべき営業 利益の概念等に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定 めるものとする。

- ② 新株予約権者が死亡した場合は、当社の取締役会決議に基づき別途当社と新株予約権 者との間で締結する新株予約権割当契約に定める相続人又は受遺者に限り、当該新株 予約権者に付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できる。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株 式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

4. 新株予約権の割当日

2017年10月31日

5. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約もしくは分割計画、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議または経営会議決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
- (2) 新株予約権者が権利行使をする前に、上記3.(6) に定める規定又は当社の取締役会決議に基づき別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める権利喪失事由に該当することにより本新株予約権の全部又は一部を行使できなくなった場合

は、当社は当該行使不能となった新株予約権を無償で取得することができる。

6. 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案のうえ、上記3.(1)に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記3.(2)で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記6.(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

上記3.(3)に定める行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から上記3.(3)に定める行使期間の末日までとする。

(6)新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記3. (4) に準じて決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要する ものとする。

(8) その他新株予約権の行使の条件

上記3. (6) に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

上記5. に準じて決定する。

(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。

- 7. 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。
- 8. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日 2017 年 10 月 31 日
- 9. 新株予約権の割当てを受ける者及び数当社執行役 2名 19,895 個

以上